

卒業の認定基準

1. 各年次の総授業時間の出席率が85%以上であること。
2. 原則として全科目の成績評価がすべてC以上であること。
3. 卒業基準検定ポイント数を満たしていること。(公務員学科、高度調理学科を除く)
4. 厚生労働省が定めた各科目の授業時間を満たしていること。(歯科衛生士学科、美容学科、パティシエ・ベーカリー学科、高度調理学科、こども保育学科、介護福祉学科)

上記条件を満たした者は卒業を認める。ただし、上記条件を満たさない者に対しても卒業判定会議において卒業を認める場合がある。